

改正

平成26年3月24日条例第3号

令和元年9月20日条例第20号

小矢部市法定外公共物管理条例

(目的)

第1条 この条例は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、法定外公共物の適正な利用を図り、もって公共の利益に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路及び河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川、湖沼、ため池、水路等で、本市が所有しているものをいう。

(行為の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損傷すること。
- (2) 法定外公共物に土石、竹木、ごみ、汚物その他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の許可)

第4条 次に掲げる行為（以下「使用等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。
- (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (3) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。
- (4) 法定外公共物の敷地内において土石その他の産出物を採取すること。
- (5) 流水を占有すること。ただし、かんがいの用その他公共の用に供する場合を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用等をする事

2 市長は、前項の許可に法定外公共物の維持管理のために必要な条件を付することができる。

(許可の期間)

第5条 前条第1項の許可の期間は、3年以内とする。ただし、これを更新することを妨げない。

(許可の更新等)

第6条 第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が許可の期間（以下「許可期間」という。）の満了後引き続き使用等をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可期間の満了30日前までに市長の許可を受けて更新することができる。

2 使用者は、許可期間中に使用等を廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

3 使用者は、許可事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更の許可を受けなければならない。

(使用料等)

第7条 市長は、使用者から別表に定める額の使用料又は産出物採取料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、許可に係る使用期間が1月未満であるときの使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。

3 前2項の規定により算定した使用料等の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、使用料等の額が30円に満たないときは、これを30円とする。

(使用料等の徴収方法)

第8条 使用料等は、許可の際、これを徴収する。ただし、許可期間が1年以上にわたるときは、年度ごとに当該年度の許可期間に係る使用料を徴収する。

(使用料等の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に供するとき。
- (2) 公共的団体がその事務又は事業の用に供するとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用料等の還付)

第10条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める理由があるときは、既納の使用料等の全部又は一部を還付することができる。

(管理義務等)

第11条 使用者は、許可を受けた法定外公共物について必要な注意を払い、正常な状態においてこ

れを維持しなければならない。

2 使用者は、許可を受けた法定外公共物に異常を認めたときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

3 使用者は、前項の異常の原因がその責めに帰すべき理由によるときは、原状回復その他法定外公共物の管理上必要な措置を講じなければならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、許可期間が満了したとき（第6条第2項の規定により使用等を廃止した場合を含む。）は、30日以内に法定外公共物を原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可に基づく権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第14条 使用者について相続、合併又は分割があったときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により許可に基づく権利若しくは許可に係る工作物等を承継した法人は、当該使用者が有していた許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した者は、その承継した日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) 許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項の規定による処分をし、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 許可に係る工事又は工作物が法定外公共物の管理上著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(実地調査等)

第16条 市長は、許可に係る法定外公共物に関し、必要があると認めるときは、実地に調査し、又

は使用者に対し報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 許可を受けることなく第4条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第15条の規定による命令に違反した者

2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際又はこの条例の施行後において国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項の規定により本市が国から法定外公共物の譲与を受ける際、現に富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例（平成12年富山県条例第9号）第2条第1項の規定による富山県知事の許可を受けて法定外公共物に係る公共用財産を使用し、又は収益している者は、当該許可の期間が満了するまでの間、使用者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に市長の許可を受けて法定外公共物に係る行政財産を使用している者は、当該許可の期間が満了するまでの間、使用者とみなす。この場合において、当該使用者とみなされた者に係る使用料の額は、第7条の規定により算定した使用料の額が当該許可に係る行政財産の使用料の額（以下「行政財産の使用料の額」という。）を超えることとなるときは、同条の規定にかかわらず、行政財産の使用料の額とする。

附 則（平成26年3月24日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用等の許可を受けている者の使用料については、この条例による改

正後の小矢部市法定外公共物管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 20 日 条例第 20 号 抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

（経過措置）

- 2 この条例（第 1 条、第 2 条、第 9 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 23 条及び第 25 条から第 27 条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の施行の際現に使用の承認若しくは許可若しくは使用等の許可若しくは占用の許可又は利用の承認（以下「使用承認等」という。）を受けている者の当該使用承認等に係る使用料、産出物採取料、占用料又は利用料金の額については、改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第 7 条関係）

- 1 法定外公共物（道路に類するもの）を使用等する場合の使用料

使用等の目的		単位	使用料
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,000円
	第 2 種電柱		1,600円
	第 3 種電柱		2,200円
	第 1 種電話柱		930円
	第 2 種電話柱		1,500円
	第 3 種電話柱		2,100円
	その他柱類		72円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	10円
	地下電線その他地下に設ける線類	1 年	5 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	700円
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	480円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,400円
	郵便差出箱		600円

	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,400円
	その他のもの		使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	48円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190円
	外径が0.4メートル以上 1 メートル未満のもの			480円
	外径が 1 メートル以上のもの			950円
鉄道、軌道その他これらに類する施設			使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400円
歩廊、雪よけその他これらに類する施設				1,400円
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		近傍類似の土地の時価に0.003を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,900円
	地下に設ける通路			1,500円
	その他のもの			1,400円
露店、商品置場その他これらに類する施設			使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	44円

その他これらに類する施設	けるもの		ルにつき1日	
	その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1月	440円
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円
		その他のもの	1本につき1月	440円
	幕(工事用施設を除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円
		その他のもの		2,200円
	太陽光発電設備及び風力発電設備			使用面積1平方メートルにつき1年
工事用施設及び工事用材料			使用面積1平方メートルにつき1月	440円
仮設建築物及び一時収容施設				140円
通路及び駐車場			使用面積1平方メートルにつき1年	1,400円

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支

持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして算定するものとする。

6 年を単位とする使用料の額は、許可期間（当該許可期間に1月未満の端数期間があるときは、当該端数期間を1月とみなす。）が1年未満であるときは、月割りで算定する。

7 月を単位とする使用料は、許可期間に1月未満の端数期間があるときは、当該端数期間を1月とみなして算定する。

8 この表に定めのないものの使用料の額については、類似の使用等の目的により、その都度市長が定めるものとする。

2 法定外公共物（道路に類するもの以外）を使用等する場合の使用料

使用等の目的		単位	使用料
電柱、支柱、支線その他これらに類するものの設置		1本につき1年	710円
鉄塔又はこれに類するものの設置		1基につき1年	1,970円
管類の埋布設	口径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230円
	口径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円

	口径が0.3メートル以上のもの		500円
通路、駐車場、材料置場、露店又は休憩所	使用面積1平方メートル		270円
農耕	につき1年		13円
採草又は放牧			8円

備考

- 1 使用面積若しくは使用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき又は使用面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして算定するものとする。
- 2 年を単位とする使用料の額は、許可期間（当該許可期間に1月未満の端数期間があるときは、当該端数期間を1月とみなす。）が1年未満であるときは、月割りで算定する。
- 3 この表に定めのないものの使用料の額については、類似の使用等の目的により、その都度市長が定めるものとする。

3 法定外公共物に係る産出物採取料

産出物の種類	単位	産出物採取料
砂(0.1ミリメートル以上5ミリメートル未満のふるい目を通るもの)	1立方メートル	176円
砂利(5ミリメートル以上8センチメートル未満のふるい目を通るもの)		188円
玉石(長径15センチメートルを超え25センチメートル未満のもの)	1個	7円27銭
土砂(土、砂、砂利、玉石等を含むもので、土の混合比が高く選別に適しないもの)	1立方メートル	121円
選別用土砂(土、砂、砂利、玉石等を含むもので、選別して骨材を生産するもの)		164円

備考

- 1 産出物に1立方メートル未満の端数があるとき又は産出物が1立方メートルに満たないときは、1立方メートルとして算定する。
- 2 この表に定めのないものの産出物採取料の額については、類似の産出物の種類により、そ

の都度市長が定めるものとする。